

読書

著者と
1時間

公共工事における
積算マネジメント

木下 誠也

日本大学危機管理学部教授
木下 誠也さん



における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること」と

公共工事における積算マネジメント

経済調査会
3,200円+税

日本の公共工事請負契約においては、会計法や地方自治法に基づく予定価格制度により、発注者側の積算が入札契約において重要な意味を持つ。木下誠也日本大学危機管理学部教授は「日本の公共工事の契約は、諸外国と比べてユニーク」とした上で「一般的な建設業者のコストマネジメントという観点ではなく、発注者の積算をマネジメントすることの重要性に着目し、そこを強調するため積算マネジメントという言葉を使っている」と説明する。

会計法に対する政令に相当する「予算決算及び会計令(予決令)」では、予定価格は「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」としている。また、2014年改正公共工事品確法では「経済社会情勢の変化を勘案し、市場

発注者の責任が明確に規定された。東日本大震災後の復旧工事において、市場価格の高騰に対して発注積算が実情に合わなかつたため、入札の不調・不落が多発した。積算は市場価格に敏感に反応しなければいけない、という意識が高まったことで「今後の品確法改正でも積算マネジメントが重要になる」と分析する。

日本の公共工事の場合、受注者は発注者の積算に基づき、予定価格の上限や最低制限価格、調査基準価格を推測して応札する。受注者としてのコスト管理は、工事実行予算が主となるが、発注者側の管理手法としての積算マネジメントについて理解が求められる。発注者との意思疎通を図る上でも「発注者の積算を理解しておく必要があるという意味で受注者にも読んでもらいたい」と力を込める。

発注者側が積算を適正に行わなければ、入札の不調・不落や高すぎると応札が低くなり、不当な価格ではないのに低入札と見なされるといった不具合が生じる。加えて、契約締結後も設計変更のベースとなるた

め、適切な積算による設計変更がなされなければ、工事の品質確保や企業運営が損なわれるおそれがある。

今後、日本の入札契約の仕組みを改善していく上では「外国の状況を参考にする必要がある」と述べている。欧米各国では受注者側の積算に基づき、建設業者の応札価格は所定の労務賃金を踏まえて、下請け業者への支払額を定めた上で決定している。

つまり、価格決定は官ではなく民間が行っている。こうしたことから、日本でも予定価格の上限拘束を撤廃すべきだという意見がある中で「制度だけ撤廃すればこれまで官側が示してきた目安がなくなる」と指摘する。

市場の動きだけで価格を決定することになれば、際限ない低価格競争が泥沼化し、業者、技術者・技能者の疲弊や公共工事の質の低下を招くといった懸念がある。当面の間は現行制度が維持されることを見越した上で「現状の仕組みをベースにおいて日本特有の積算マネジメントをしっかりやらなければならない」と語る。